八六、五七八九の一、五七八九の二、五七九一、五七九二、五七九四の五、五七九九の一、五八一七、五八二〇、五八二四の一、五八二七の一、五八二七の二、五八三〇の一、五八三一の一、五八三七の一、五八三七の二、五八三八、五八四六の一、五八五六の一、五八六三の一、五八七八、五八七九の二、五八八二の一、五八八八の一、五八八九の一、五八九八、五九〇八の六、五九一五の一、五九一五の三、五九二八の三、五九四七、五九五〇の三、五九五一、五九五七、五九五八、字野呂五七五九、五七六一の二、五七六二、五七六七の一、六〇一八、字三田谷二五〇二・二五〇四の二・二五〇五・二五〇七の一・二五〇八の一・二五〇九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二五〇七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町下部字壹本木六九〇、大島字長野五八〇五・六四三九・六四四三・六四四五内五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五八〇二、五八一〇、六四四八、六四四九、六四四九内二、六四五四内一、六四五四内二、六四五七、山梨市牧丘町牧平字神子屋敷三一一六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市円野町下円井字漆平三三六三、三三九一、三三九二、三四〇一、三四二九、字上ノ山三一六〇、字石巣三六一七、三六一八、三六一九、三六二〇、三六二一、三六二三、三六二五の一、三六二九の一、字大久保三四三六の一、三四三六の三、三四三七、三四四〇、三四四一、三四四二、三四四二内二、三四四三、字大八坂二八七・二八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに山梨市役所及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字家ノ上八四、八五、字尾谷一一九、一二〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市岩下字前田一三二八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字漆平三三六三、三三九一、三三九二、三四〇一、三四二九、字上ノ山三一六〇、字石巣三六一七、三六一八、三六一九、三六二〇、三六二一、三六二三、三六二五の一、三六二九の一、字大久保三四三六の一、三四三六の三、三四四〇、三四四二、三四四三、字大八坂二八七・二八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに韮崎市役所及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府福知山市三和町菟原中小字天王九、九の一、一〇、一〇の一、一一、一一の一、一二から一五まで、一五の一、一五の二、小字向峠一七、一八、一八の一、一九、二〇、二〇の一、二〇の二、二一から二五まで、二六の一、二六の二、二七から二九まで、二九の一、三〇、三〇の一、三一、小字峠三六、三七、三九、四三、小字櫻三九の一、小字峠谷三八、四〇から四二まで、四四の一、四四の二、四五から四九まで、四九の一、四九の二、五〇、五一、五一の一、五二、小字北谷五三、五五、五七、五八、五八の一から五八の四まで、五九、六〇、六〇の一、六〇の二、六一の一、六二、六四、六五、六五の一、六六、六六の一、六七、六八、六八の一、六九から七三まで、七五、七六、七七の一から七七の三まで、小字上ノ山七八から八〇まで、八〇の一、八一、八一の一、八三、八三の一、小字サニシ一〇の二、五三、五三の一、五四から五六まで、五六の一、五七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字天王一〇・一三・一四・小字サニシ五六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）